

私立幼稚園預かり保育推進補助金取扱要領

平成14年10月29日
14生文私振第591号
生活文化局私学部長決定

1 要綱 第4に定める要件

第4(2)における補助対象施設について、以下の(1)及び(2)に該当していることを要件とする。

(1) 平成26年度に私立学校経常費補助金の特別補助「預かり保育事業補助」、私立幼稚園教育振興事業費補助金の特別補助「預かり保育事業補助」又は私立幼稚園預かり保育推進補助金の補助実績があった施設。

(2) 以下のアからウのいずれかに該当する施設。

ア 預かり保育を利用する園児の保護者の居住地の区市町村（以下「利用者居住区市町村」という。）が「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号及びこ成保第191号。文部科学省初等中等教育局長及びこども家庭庁成育局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき実施又は助成する幼稚園型一時預かり事業（以下「幼稚園型一時預かり事業」という。）を実施していない場合

イ 利用者居住区市町村が幼稚園型一時預かり事業を実施しているが、幼稚園型一時預かり事業としての設備・人員基準等を満たしておらず幼稚園型一時預かり事業を受託できない、又は補助を受けられない場合

ウ 利用者居住区市町村が幼稚園型一時預かり事業を実施しており、幼稚園型一時預かり事業としての設備・人員基準等を満たしているが、従来の私立幼稚園預かり保育推進補助金による預かり保育の支援方法との間に大きな差異がある場合

2 要綱 第5に定める期間

第5(4)アにおける、実施日数を測定する春期休暇の期間は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）期首を含む期間（通例は前年度3月下旬～交付年度4月上旬）とする。

3 要綱 第6に定める補助単価

要綱 第6のいずれかの要件を満たす場合には、それぞれ以下に定める単価により算定した額を、予算の範囲内で補助する。ただし、補助事業に要する経費を上限とし、100円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。

(1) 要綱 第6 1に対応する単価

平均預かり園児数	教育時間終了後 2時間	教育時間終了後 3時間以上	早朝時間	春期休暇	夏期休暇	冬期休暇
14人以下	80万円	12万円×延長時間	20万円	7万円	13万円	7万円
15～29人	100万円	24万円×延長時間	40万円	14万円	26万円	14万円
30人以上	120万円	36万円×延長時間	60万円	21万円	39万円	21万円

(注1) 教育時間終了後の1日当たりの平均預かり園児数(以下「平均預かり園児数」という。)は、交付年度5月の正規の保育時間終了後の預かり保育を受けた延べ園児数を同年5月の預かり保育延べ実施日数で除した数とし、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(注2) 延長時間は、預かり保育実施時間数から教育時間終了後の2時間の預かり保育を除いたものとする(1時間未満切捨て)。また、当該延長時間は4時間を上限とする。

(注3) 早朝時間の平均預かり園児数は、交付申請書4(2)ウ 早朝の預かり保育「1日当たりの平均園児数」によるものとし、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(注4) 遅くとも5月中には、教育時間終了後の預かり保育及び早朝保育を実施している必要がある。

(注5) 春期休暇、夏期休暇及び冬期休暇の平均預かり園児数は、交付申請書4(2)エ(ア)、(イ)及び(ウ)の各長期休暇の預かり保育「1日当たりの平均園児数」によるものとし、小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

なお、上記(注1)から(注5)については、以下の(2)及び(3)にも適用する。

(2) 要綱 第6 2に対応する単価

平均預かり園児数	教育時間終了後 2時間	教育時間終了後 3時間以上	早朝時間	春期休暇	夏期休暇	冬期休暇
14人以下	80万円	14万円×延長時間	20万円	8万円	15万円	8万円
15～29人	100万円	28万円×延長時間	40万円	16万円	30万円	16万円
30人以上	120万円	42万円×延長時間	60万円	24万円	45万円	24万円

(3) 要綱 第6 3に対応する単価

平均預かり園児数	教育時間終了後 2時間	教育時間終了後 3時間以上	早朝時間	春期休暇	夏期休暇	冬期休暇
14人以下	80万円	21万円×延長時間	20万円	12万円	22万円	12万円
15～29人	100万円	42万円×延長時間	40万円	24万円	44万円	24万円
30人以上	120万円	63万円×延長時間	60万円	36万円	66万円	36万円

附 則

この取扱要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(15生文私振第589号)

この取扱要領は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則（16 生文私振第884号）

この取扱要領は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（17 生文私振第897号）

この取扱要領は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（21 生文私振第910号）

この取扱要領は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（22 生私振第413号）

この取扱要領は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（26 生私振第654号）

この取扱要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則（27 生私振第1164号）

1 この取扱要領は、平成27年度の補助金から適用する。

2から3まで 削除

附 則（29 生私振第1066号）

この取扱要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則（2 生私振第1183号）

1 この取扱要領は、令和2年度の補助金から適用する。

2から3まで 削除

附 則（6 生私振第1029号）

この取扱要領は、令和6年度の補助金から適用する。